

第2回青森県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年8月4日（金）午後1時27分～午後3時23分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官

4 開会

（事務局 室長補佐）

それでは、定刻前ですけれども、ただ今より、第2回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席されていることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、石岡部会長にお願いいたします。

部会長、よろしくお願ひいたします。

（石岡部会長）

それでは、よろしくお願ひいたします。

これから、本格的に金額の審議に入っていくわけですけれども、先般の審議会で目安額が伝達され、また中賃の小委員会です使った資料を拝聴されました。

今日の部会といたしましては、労使双方の立場から御意見を主張していただくということですが、最終的には、合意の上で全会一致による最低賃金の改定を目指していきたいと思っております。御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、最初に次第の議題1、資料の説明からお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

（事務局 賃金室長）

それでは、本日お配りしております資料につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、資料No. 1から4につきましては、先般、第2回審議会で提出されたものと、同じでございますので、説明につきましては省略をさせていただければと思います。

資料No. 5の6ページ目からになりますけれども、日銀の県内、金融経済概況になります。7月21日に発表されたものでございます。

景気の判断につきましては、県内の景気は持ち直している。この間、企業の状況感は、製造業は悪化したものの非製造業は改善したことから、全産業で改善したとされているところでございます。

続きまして、資料の10ページ目になりますが、資料No.6でございますが、これは、7月31日に当局が発表させていただきました青森県の雇用失業情勢でございます。

有効求人倍率でございますけれども、0.03ポイント低下し、1.18倍となっております。令和3年、4年、4月から7か月連続で1割以上となっております。

また、新規求人倍率は1.87倍と、これは、平成25年6月から121か月連続で1倍以上になっているということでございます。

情勢判断としましては、緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があるとしているところでございます。

資料の12ページ目のところで、判断推移がございますが、4月から同じ判断がされているということでございました。

続きまして、別冊の資料といたしまして、資料No.1と2というものが付いているものがございますけれども、資料No.1が令和5年3月新規高卒者就業紹介状況でございます。

今年の3月に卒業した生徒さんの状況でございますけれども、就職希望者数は過去最少、県内求人倍率は4.14倍と過去最高となったものでございます。

めくっていただきまして、2ページ、グラフのあるところでございますけれども、この県内求人倍率及び県内就職率の推移が示されていたところでございます。

図表の2にありますとおり、今年3月の卒業者は、県内求人倍率が4.14倍、過去最高であったこと。また、図表の3にありますけれども、就職者数の割合の推移でございますけれども、県内就職の割合は、3月卒業者が59.1%になっており、過去11番目になっているというところでございました。

続きまして、資料No.2、6年3月の卒業、来年の春卒業する方の見込みの状況でございます。

就職希望者数は、過去最少、県内求人倍率は2.61倍と、調査時点で過去最高となっているということでございました。

今のは別冊の資料でございます。

続きまして、もう1つ別にしております、追加提出資料というものがありますので、お手元にお引き寄せいただければと思います。

これにつきましては、先の8月2日に開催された第2回本審におきまして、委員の皆様から御質問がありましたので、提出させていただいたところでございました。

赤間委員から、直近の消費者物価指数につきまして、御質問があったところでございました。

めくっていただいて、資料No.1でございますけれども、これは、総務省が公表しています消費者物価指数の時系列リストでございます。持ち家の帰属家賃を除く総合でございますけれども、これの時系列のものでございます。色かけしてありますところから、昨年の10月から今年の6月までのものということでございまして、これが、公式に出ているものの最新のものということでございました。

続きまして、資料No.2でございますけれども、本省の表に基づきまして、青森市を当てはめたものがこのものになりまして、青森の昨年10月から今年6月までの平均を取

りまして4.0%の物価の推移であったということでございます。

また、同様に赤間委員から御質問がありました、価格転嫁に対する御質問があったところでございますけれども、私共の方で、中企庁の本庁の取引課の方に確認させていただきましてけれども、都道府県ごとのデータはないということでございます。

残念ながら、示させてもらったのは全国版しかないということございました。

代わるべきものはないのかなということを探したところ、資料No.3にあります、これは、昨年10月にあおもり創成パートナーズ株式会社様が実施しました県内企業アンケート調査でございまして、直近のものではございませんけれども、昨年の秋の状況、県内の状況があるものでございます。

この資料の7ページ目を開いていただければと思うんですけども。ここに価格転嫁の状況等につきましてのグラフが示されているところがございます。

このように棒グラフが図表の2の(2)で示されているところがございますけれども、全く転嫁できていないというものが、291社中79社ありまして、割合にすると27.1%であったところ、7割、8割、9割、10割というところの部分を見ますと、これが、77社ありまして、291社中の26.5%あったということで、これは中企庁の分析に当てはめますと、同じように、全国と同じようにまた二極化されているという状況があるのかなというところが見受けられるところございました。

続きまして、8ページ目に図表の2の(3)コスト増加分の価格転嫁の状況、業種別というものがありまして、これによりまして、各業種でかなりばらつきがあって、運輸、サービス業につきましては、転嫁率がなかなかきつくなっているような状況が見受けられるということございました。

13ページ目以降につきましては、参考までに日銀青森支店長の寄稿文をお付けさせていただきますところでございます。

資料の説明につきましては以上になりまして、先ほど、本日、労使双方から今年度の県最賃の改定につきまして、基本的な考え方につきまして、資料の提出がございましたので、委員の席に配付させていただいているところでございます。

事務局からは以上でございます。

(石岡部会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問等ございませんか。

日銀支店長の資料の中で、当地の企業の平均賃上げ率は、東北の中では最も高い水準で、青森の賃上げ率は全国一高い傾向、これは、そうなんですか。

労働側とか、情報をお持ちですか。

(赤間委員)

なんか、実感がないんですけどね。

日銀ということですけど。

あくまでも率なので、今まで低かったというのがあるかもしれませんが。

(秋田谷委員)

ただ、今春闘の連合青森の妥結率は、本部の妥結率を上回っている。

ただ、ベース賃金が違いますから、率は本部よりは上がっているというような受け止めは理解できると。

ただ、金額ベースにすると、全く追いついていないというふうな状況だと思います。

(石岡部会長)

それから、他に、何か皆さんの方から質問等はありませんか。

よろしいですか。それでは、まず、労働者側からお願いします。

(秋田谷委員)

労働者側の基本的な見解ということで、パワポで示させていただきました。

まず、始めにめぐっていただいて、2ページ目になるんですが、まず、再確認の意味も含めて、最低賃金の目的と役割というものを記載させていただきました。

法の趣旨というふうなことで、日本国憲法の第25条、全ての国民は健康的で、健康で文化的な最低限度の権利を有するというふうなこと。

労働基準法の中では、労働状況を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければいけないといったところ。

そして、最低賃金法の第1条については、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働状況の改善を図りもって、労働者の生活の安定、労働力の質向上及び事業の公正な競争に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。というふうにしております。

最低賃金の原則ということ、9条に記載してございます。

地域別最低賃金については、地域における労働者の生計費、そして、賃金並びに通常の事業者の賃金支払い能力を考慮して定めなければいけないというふうなことでありまして、これが賃金決定の3要素というふうになります。

次のページへ移っていただいて、では、通常の事業の支払い能力というのは、どういうふうな解釈なのかということで、これは、参議院議員の福島みずほ議員が最低賃金に関する質問を行った答弁書というふうなことになります。国が答弁した内容になります。

赤字で下線を引いています。

通常の事業の賃金支払い能力とは、個々の企業の支払い能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をいう。

なお、御指摘の3つの考慮要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定にあたって考慮されるべきものと考えていうふうな、これは国の回答でございますので、まずは、これを抑えておいていただいて、次の説明に入りたいと思います。

ローマ数字の2番については、国際賃金との比較ということで、表を見ていただくと分かるとおりでありますけども、1991年を100とした場合の賃金の伸び率というものを記載してございます。

米国については1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍上昇しているのに対して、日本は、ほぼ横ばいという状況に留まっているというようなことを御覧いただきたいと思います。

次のページであります。

各国の最低賃金ということで、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、アメリカ、日本、6か国、記載をさせていただきました。

見ていただいて一目瞭然でございます。日本の最低賃金の水準は、国際的にみても低いということでございますし、労働生産性で見ますと、OECD加盟38か国中27位というふうなことで、データ取得可能な1970年以降、最も低い状況となっております。

韓国です。日本、韓国に置いていかれてしまいました。韓国では、2018年と19年に最低賃金を大幅に引き上げました。その結果、最賃近傍で働く労働者の賃金、約30%上がりましたが、失業率など、最低賃金の引き上げの影響が長引くことなく、長期トレンドに変化が見られなかったというふうなことでございます。

これ、最賃、引き上げた時というのが、第1四半期だったか、第3四半期だったかということで、韓国の統計上、失業率が高くなるシーズンと被ったというふうなこともありますし、最低賃金が上がって、労働生産性が落ちたかということ、GDPでは、韓国の絶対数、国民の数が少ないんですが、いまや日本のGDPに迫っており、数年後には追い越すというような状況になっているというふうなことでございます。

次に取り巻く情勢でございます。

審議における政府の基本方針を記載させていただきました。最低賃金について、きちんと明記されておりますし、下の方の最低賃金関係版部分の抜粋では、全国加重平均1,000円ということで、目安段階では、1,002円を達成したというふうなことでございます。

そして、「また」のところ、ランク数を今回、3つから4つに見直しをしました。この3つに見直した目的というのは、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ること。これを目的としているということを押さえておきたいと思います。

次のページになります。

これは、一昨日、目安についての答申文でも触れていただきましたとおりでございます。

アからカまでというふうなことで、前回説明していただきましたので特別触れません。ただ、オが抜けております。オについては、政府に対する意向。政府できちんとした赤字の企業でも賃上げが実施できるような支援を行うこと、というふうな国に対する要請文になっていますので、記載はしておりません。

一点触れますと、最後のカの部分になります。

審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであるというふうなことで、審議会の審議を拘束するものではないというふうな記載がございます。

これは、前のページの地域間格差の是正を図るというふうなこと、そして、最後のカ
の書きぶりからいうと、地賃の審議会でしっかり審議しながら、検討しながら、そして
格差是正に努めていただきたいというような内容になっていますので紹介しておきます。
というふうな内容関係だと私は理解しております。

次がローマ数字の4になります。

現状と課題ということで、これは、連合の賃上げ状況です。

連合の最終集計では、2023年の引き上げ率が3.58%というふうなことで、3
0年ぶりの水準になっていますよということで記載をしております。

次が4、全体の基調でございます。

これも、これまでも説明があったと思いますので、ここについては触れません。

好調であるというふうな内容なのかなというふうに理解をしております。

次に、次の部分でありますけども、最低賃金の水準と若者の転入超過率についてグラ
フにしたものを記載しております。

このグラフを見ていただきますと、オレンジのものが2022年の転入超過率という
ふうなことになります。0を超えますと、人口が増えると。下回ると人口が減るとい
うようなことでありまして、この人数については、若者というふうなことで、20歳から
29歳の部分の抜粋になっているというふうなことでございます。

見ていただくと一目瞭然です。Aランクの、いわゆる大都市圏しかプラスになってい
ないというふうなことでございます。

これは、地域フォーラムといいますけど、先日、開催をしまして、弘前大学のE委教授
がおっしゃっていたことでありまして、人口の移動というのは、34歳までだというふ
うなことでございました。

そして、地域間格差の一極集中の要因にもなっているというのが、賃金格差ですね。
ここの部分の指摘をしていたということで紹介させていただきます。

地方は若者の流出により、労働生産性の向上が望めない状況になっているんだと。い
わゆる優秀な人材が全て大都市圏の方に行ってしまうと、残っている人というのは、少
子化の関係で自分の家を離れられないとか、そういうふうな人が多いんだということで、
そういうような説明があったということで覚えておいていただければと思います。

ちなみに、この表を見ていただくと、マイナス3%台というのは、福井と青森県のみ
というふうなことで、いかに若者の人口流出が多いのかということが御覧いただけると
思います。

次の方に移っていただいて、ローマ数字の5になります。

青森県の現状認識ということで、地域別最低賃金というのは、どのぐらいの現状なの
かというのを表にしてみました。

青森県の地域別最低賃金853円で、年間、フルタイムで働いたとしても、年収とし

では177万9千円にしかならないと。この金額というのは、ワーキングプアの協会、年収200万を22万下回る金額となっているというふうなこと。

しかも、これ、フルタイムの記載をしてございます。ただ、パートとか非正規の人たちってというのは、フルタイムで働きたいといっても、7時間であったりとか、9時間であったり、労働時間の制限がされているというようなことなので、そういう人たちが、この金額をもらえていない可能性が凄く高いというようなことは、押さえておいていただきたいと思います。

次に可処分所得になります。

月額最賃だと、フルタイムで14万8,215円になるんですが、これ、係数0.816で掛けますと、月額賃金12万973円になります。

その下に生活保護の試算、記載をしておきました。

労働局でお示しいただいている金額より高いのですが、これは、ホームページ上である生活保護自動計算サイトというのがありまして、その単身世帯、20歳から40歳の試算額になります。これで計算しますと、102,460(10万2,460)円。その差というのは、18,000(1万8千)円というふうになっております。

それで、生活保護を上回っているからいいんじゃないかというふうな御意見があるもあるかと思いますが、生活保護というのは、基本的に国保料の免除、そして、医療扶助により、医療費の自己負担が生じないというふうなことからいうと、地域別最低賃金の生活は、生活保護を下回るというふうなものが推察されるというふうに思っております。

あと、5番が、これは労働局の資料から抜粋をしました。パートタイム労働者1求人あたりの募集賃金平均、青森県、967円になっておりました。

6番が、募集賃金の下限額、938円だったというふうなことでございます。

7番には新規卒者の所定内給与を男性、女性で記載をしてございます。パート労働者の所定内給与については、女性平均時給が993円になっているというふうなことで、今の最低賃金で、フルタイムで働いたとしても、このレベルの生活しかできないんだと。この金額なんだというふうなことでございます。

次に連合青森の賃上げの状況でございます。

マルの1つ目が、連合青森の春闘における賃金上昇率というのは、本部の3.58を上回る4.2%。これ、厳密にいきますと、4.195なんですが、小数点第1までに繰り上げをしているということで、4.2という試算をしてございます。

非正規労働者の妥結額については、単純平均で53.5円、4.53、昨年より上回る金額になってございます。

なお、「加重」の平均もあるんですが、「加重」の平均は、もっと高くなりますので、一番「単純」だと分かりやすいのかなということで、「単純平均」に記載してございます。

グラフを見ていただきますと、2014年からは、大体5千円前後というふうな賃上げ状況でございましたが、今年については、8,500円ほどの賃上げになっているということです。

次のページに移っていただいて、青森県の経済状況でございます。これも、概ね全体としては回復しているというふうな書きぶりなのかなと思っております。

これも、使用者の方から説明があると思いますので、ここの部分は、具体的に説明はいたしません。

次、14ページの方に移っていただいて、青森県の消費者物価指数になります。上昇率、今年の5月で3.7%上昇してございます。

この値上げというのが、殆どが食料品や光熱費ということで、生活に欠かせないものになっております。価格上昇の負担というのは、生活用品になりますので、低所得者ほど大きくなるというふうなことでございます。

更に8月にまた値上げがされる食品数ということで、1,100品目余りというふうなことで言われております。

内容としては、牛乳やヨーグルトなど、消費者が敏感になる食品が目立ち、消費者の生活防衛思考が益々進むというふうに見られているというふうなことでございます。

グラフについては、平成25年からということで、消費税増税の時には、当然、上がっておりますし、令和4年からは、ウクライナの情勢とか、様々な要因によって、消費者物価指数が上がってきているということでご理解いただければと思います。

次に15ページの方に移っていただいて、完全失業率と有効求人倍率の推移でございます。

グラフを見ていただくと分かると思うんですけども日本では、最低賃金が大幅に引き上げられると、雇用を減らす影響を示唆する研究があります。

近年、最低賃金が大幅に引き上げられる傾向にあります。実際には、失業率の上昇というのは見られないというふうなことでございます。

令和2年というのが、元年から比較して、0.5%上昇しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響だということでございます。

次に最低賃金の引き上げと倒産件数の推移でございます。

倒産件数の主な理由としては、販売不振などの不況型倒産ということで、この表についても、労働局でお示しいただいたものを連合青森で図にしたものでございます。

近年は人手不足倒産の割合も上昇していて、要因としては、後継者不足が最も多いというふうなことでございますし、2023年度、今、ゼロゼロ融資の返済というのが始まっておりますので、昨年、書かせていただいたゾンビ企業というふうな部分がありましたけども、そういうところがゼロゼロ融資を受けながら、存えたこともありますので、そういう部分のところが倒産というのが、当然増える傾向にあるだろうと思います。

左の表については、最低賃金の引上げと企業の倒産件数との相関性というのがはっきりとは見られないというふうなことでお読み取りいただければと思います。

次のページについては、17になります。

地域間格差の拡大についてでございます。

地域別最低賃金というのは、地域の賃金相場を形成するベースであると思っておりません。最低賃金の地域間格差が、そのまま賃金相場にもつながっているというふうに推察

されます。その結果として、人口の県外流出やU I J ターンなどの弊害にもなっているというふうに思っています。

先ほど、スライドの10番で見ていただいたとおり、やはり、給料の高いところは増えていっているけども、安いところは、人が出て行くんだということで、見ていただくと分かると思います。

これを消費者物価指数で見ますと、全国平均を100とした場合、東京は104.5%、青森県は97.9%になるというふうなことでございます。

地域別最低賃金の全国加重平均を消費者物価指数のパーセンテージで換算しますと、東京が1,004円であるのに対して、青森県941円と。その差というのは、23円に縮まります。全国加重ということで、大都市圏に引っ張られるということはあるとしても、この格差、219円の格差というのが、経済情勢に見合った差であるかということをお願いしたいということでございます。

ちなみに、この2003年から2022年で2倍以上の格差が広がっているというふうなことでございます。

次のスライド18になります。

この図については、最低賃金と生活保護水準の乖離額、最高が愛知県。愛知県が258円の乖離になります。青森県については、最小の173円ということで、これは、全国で一番乖離額が少ないのが青森県ということになります。

これも、比率にしますと、愛知県を100とした場合は、青森は約67%というふうなことでございますので、見ていただくと。

この図についても、労働局でお示しいただいた表と図になります。

その次、スライド19になります。

これも、労働局の資料から引っ張ってきたものになります。

今年の賃上げについての調査結果の回答、全体の約7割が賃上げ。人手不足が指摘されているのが、いわゆる建設業、運輸、サービス業で7割を超えていると。賃上げの理由については、離職防止、定着率向上や新たな人材の採用、確保等が多く、多くの企業が人材確保を重視する傾向が伺えるというふうになってございます。

次に20ページのスライドに移っていただいて、よく北東北3県との比較というのが言われますので、ちょっとデータを引っ張ってみました。

地域別最低賃金については、これは2022年度、令和4年度のものでありますけども、岩手県に1円おいていかれるというふうな状況でございます。

県の総人口においては、青森県が一番多いということで、経済の原則から言うと、人口が多いというのは、やはりプラスになるんだろうと思っております。

高齢化率、一番高いのが秋田県。労働力人口については、北東北3県では、青森県が一番人数が多いというふうなことでございますし、県内、総生産も見ていただいても分かる通り、岩手県に次いで青森県となっておりますし、秋田県について桁が違う総人口というふうになっています。

県民所得で見ましても、若干低いようにはなっておりますけども、遜色はないという

ふうに思います。

有効求人倍率についても、1.3から1.2の間ということで、これらのデータを見るかぎり、青森県が下回る理由というのは、見当たらないというふうに思っています。

次の21ページ、この表は、連合でリビングウェイジということで作成しているものでありまして、労働者が最低限の生活を営むに必要な賃金水準を外部有識者監修のもと、連合が独自に作成をしているものでございます。

基本ベースのところでは、さいたま市での調査に基づき、マーケットバスケット方式で算出したものを小売物価統計調査データ等をもとに、各都道府県への金額で換算しているものでございます。

表のところ、黄色部分を赤線で囲っております。

青森県の場合は、大都市圏と違って交通網が発達していないものですから、自動車があれば生活は成り立ちません。生活が成り立たないのは勿論でございます。

自動車を入れた場合のリビングエイジ最低生計費というのが、1,315円というふうなことで、地域別最低賃金853円との差は462円、そして比率は64.9%となっております。

次に22ページに移っていただいて、自動車がなければ生活ができないというふうなことで申し上げましたけども、次のスライドが、レギュラーガソリン価格の推移でございます。

これ、7月31日時点で、青森県のレギュラーガソリン価格1リットル当たりの小売り価格、11週連続で値上がりしまして、今年、最高値の172円10銭となりました。

この要因としては、政府が価格抑制のための補助を段階的に縮小しているというふうなことでございます。

物価高騰対策としての政府のガソリンの補助金が、予定どおりだとすれば、今年9月で一旦終了されるというふうなことでございますので、長引く物価高に加えて、ガソリン価格も上昇が伴って家庭の負担が一番と増すことが見込まれると思っております。

次に23ページのスライドを御覧ください。

表については、過去7年間のDランクにおける最低賃金の時間額の推移でございます。

過去7年間では、青森県、最低賃金額、最下位県より1円から2円の優位性を保っていた年もありました。昨年は最下位を脱出するために大幅な引き上げを行った結果、特に沖縄なんかそうなんですけども。多くありまして、青森県は、また再び、最下位へ転落をするということで、報道では、最低賃金最下位の青森や沖縄県というふうな新聞報道を見るたびに、青森のポテンシャルというのは、その程度のものなのかというふうなことで、心がいつももやんとするというふうなことでございます。

今回の視点と考え方というふうなことで、図も入れ込ませていただきました。

今までは、異常なデフレ状態が続いていたということで、正常なインフレへの転換点になるのではないかとというふうなことでございます。

Cランクの対前年度消費者物価指数平均、令和4年の10月から令和5年の6月まで

なんですが、4%というふうになっている一方、賃金額が物価上昇に追いついていません。実質賃金はマイナスになっています。

これをどうしたら良いかというふうなことで、賃上げの底上げにより、物価を上回る可処分所得増を実現し、経済の好循環を実現していく必要があるというふうなこと。

企業では、適正な価格転嫁が進みつつあるが、まだ十分ではないと。中賃の目安の中にもありました、二極化が進んでいるというふうなことでございますので、根強く残るデフレマインドを払拭してステージを変えていくというふうなことで経済の好循環を果たすことができると思っております。

次のスライド、26になります。

視点の考え方ということで、今の水準で、年間2000時間働いても年収200万にも満たないというふうなことで、法律にある、全ての働く者のセーフティーネットとしては、不十分であるんだということ。

2002年の時間額統一時には、104円であった最高額と最低額の格差。2022年度には、2倍以上となる219円までに拡大をしております。

マルの3つ目になります。

深刻な人不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方部から都市部への更なる労働力流出につながり、地方の中小、零細企業の事業継承、発展の厳しさに拍車がかかることは明白であると。まずは、これを視点の考え方ということで述べさせていただいた上で、最後、審議にあたっての労働者側委員の主張でございます。7点ございます。

まず1点目は、経済の自立的成長に向けて、人への投資が不可欠である。その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。

2点目です。近時の物価上昇など、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきだと。

3点目については、2023年、春季生活闘争の賃上げの流れを最低賃金の引き上げにつなげ、最低賃金近傍で働く未組織労働者の労働条件へ波及させるべきだと。

4点目については、中小零細企業については、大企業以上に人手不足感が強まっていること。

5点目については、格差是正で人口流出抑制へつなげるべきだと。

6点目については、最低賃金が抱える絶対額の低さ、地域間格差を解決すべきなんだということ。

7点目には、最低賃金を引き上げ、消費を伸ばすことで、価格転嫁につなげること。

以上のことを踏まえて、本年は、連合リビングエイジの青森県時間額1,010を2025年度までの到達を目指し、現行の最低賃金853円との差額、157円を3年で除した金額52円に物価高騰分1%、この1%の計算というのは、持ち家の帰属家賃を除く総合対前年度比が4.3%ですから、これから昨年の全国加重平均の最低賃金引上げ3.3%を引いて、1%というのを出しました。

この9円を加えた「61円を引き上げ、今回の最低賃金を914円とする」ことを求めたいと思います。

参考資料ということで記載させていただきました。

連合青森としては、例えば、子ども宅食であったりとか、それぞれNPO法人であったりとか、地域においても、様々な活動をしているところでございます。

その中で、一昨年から取り組んだ、要は赤い羽根募金をイメージしていただくと分かるんですが、ボランティア活動に賛同していただいた方に、缶バッジを、賛同していただいた方に缶バッジを配布しますと。そういうふうな活動をした中で集めた募金額を青森県の母子寡婦連合会へ寄付をさせていただく。青森県母子寡婦連合会は、母子、父子が扶養するお子さん、352名に対し、商品券を配布したそうです。

それで、メッセージをいただいたというふうなことで、マルの1つ目を紹介したいと思います。

この度は、このようなお気遣いをいただきまして本当にありがとうございました。

娘は大事に使うように渡しました。娘もこんな商品券をもらっていいの？と言って喜んでいました。

今、履いているブーツが染みてきて冷たいので、新しいブーツを買いたいと言っています。

コロナ禍で学校からアルバイトが禁止されているため、小遣いがゼロだったので、本当に助かりましたというふうなことです。

未だに最低賃金で働く厳しさというのが、この文章からも読み取れると思っておりますし、参考資料の2番、左側のものが困窮家庭60%、物価高騰が長引き影響というふうなことでありまして、子どもの学びについても、悪い影響が出ているというふうなことでございます。

こういうふうな影響から、昨年も書かせていただきましたが、貧困は連鎖するんだというふうなことでございますけれども、これが、そういうふうな形になっているというふうなこと。

右の新聞の切り抜きについては、7月の13日に陸奥新報に掲載された内容になっております。

夏休みは命の問題という表題がついております。物価高でエアコンをつけず空腹も我慢。学校給食もなく、子どもさん達が夏休みを経過することで、やせ細っていくというふうな内容になっていますので、後ほど、お読みいただければと思います。

最後に1点だけ。

今回、中賃でも金額的な部分で使用者の皆さんも賃金の引き上げについては御理解をいただいているというふうなことでございまして、他県のところでは、全て1回目から満額で回答しているというふうなことでございますが、今回、チラッと見させていただいたところ、現状維持というふうな、多分、全国でもこういう例というのは、非常に少ないのかなというふうな感じもしてございます。

我々も、一番最初は、74円の金額を提示しようとしたんですが、いたずらに審議を延ばしてもダメでありますし、そこは誠意をもって交渉に向かおうということで、914円という金額の提示をさせていただいたというふうなことでございます。

そのことを申し上げて、労働者側委員の意見表明、金額提示とさせていただきます。
以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

まず、今の労働者側の御意見に対して、何か質問等はございませんか。

20ページの県民所得、別の資料2というのは、どの資料でしたっけ。

(秋田谷委員)

第1回の審議会の資料からです。

(赤間委員)

出典は、「よく分かる青森県2023」という、青森県で出している冊子なんですけど。

その中身の2019年度、これが一番これでも最新です。その中の県民所得の調査で262万8千円という数字がありました。国を100とした水準では82.6というふうに、ここに書いています。

(石岡部会長)

何年の統計なんですか。

(赤間委員)

2019年度の一人当たりの県民所得ですが、「よくわかる青森県2023年」にも、このデータがあるので、多分、出所は同じだと思います。

(石岡部会長)

よろしいですか。

それでは、続きまして、使用者側の御意見をお願いします。

(小山田委員)

使用者委員、小山田でございます。

内容的に非常に整理された説明をしていただき、ありがとうございました。

それでは、私の方から、お手元にございます資料に基づいて、順次、説明させていただきます。

令和5年度青森県最低賃金改定についてということで、「はじめに」ということで。

本県の新型コロナウイルス感染者は、定点医療機関あたりの新規感染患者数が本年1月以降、落ち着いた状況が続いておりましたが、5月の2類から5類への移行期前から、緩やかな増加傾向となり、2月の中旬から4月の中旬には、週間の1定点あたり患者数が1人台であったのが、現在は8人台となっております。

全国的にも、この3か月余りで週当たりの感染者数が10倍前後に達しており、第9波の到来とみる専門家もあります。コロナは終わったと言える状況にないことを改めて認識する必要があります。

こうした中、我が国経済は、ロシアのウクライナへの軍事進攻及び長期化に伴い、資源価格等の急騰高止まり、サプライチェーンの乱れに円安の影響等も加わり、複合的要因による企業物価、消費者物価の上昇、長期化が国民生活及び企業活動に大きな影響を与えています。

日本銀行が四半期ごとに発表している企業短観において、全規模、全産業の状況判断DIを、時系列で見ますと、コロナ禍で大きく落ち込んだ後、回復基調にあります。直近の令和5年6月期においてはプラス8で、コロナ前の令和元年12月期のプラス4を上回っています。

更に6月期のDIを、企業規模別にみると、大規模はプラス13、中堅企業はプラス11、中小企業はプラス5となっており、規模が小さいほど、相対的に厳しい状況にあります。

特に中小製造業では、マイナス5%となっているほか、企業規模にかかわらず、マイナス5ですね、となっているほか、企業規模にかかわらず、業種によってばらつきが目立ちます。

このように大企業を中心に相対としては景気回復傾向にあるものの、業種によってばらつきが多く、特に中小企業を取り巻く環境は、冒頭に述べた新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ進攻に伴う各種影響から十分に抜け出せておらず、先行きの不安、懸念が払拭できていない状況にあります。

本県を含む多くの中小企業小規模事業者は、原材料などの上昇価格を取引価格へ転嫁することが遅れているほか、過去最高となる最低賃金の大幅引き上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引き上げなど、賃金を含めた制度改正による負担増により、一段と厳しさを増しているものと思料されます。

2、経済動向等、国内であります。次のページ。

(1) 内閣府の月例経済報告、7月26日によれば、景気は緩やかに回復している。

個人消費は持ち直している。設備投資は持ち直している。輸出は底堅い動きとなっている。生産は持ち直しの兆しがみられる。企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、このところ改善の動きがみられ。消費者物価は上昇している。先行きについては、雇用所得環境が改善することで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復がすることが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。としています。

(2) 中小企業庁が6月30日に発表した、第172回中小企業景況調査結果によると、2023年4月から6月期の全国の全産業の業況判断DIは、前期と比べて

2. 9ポイント増のマイナス10.8となり、2期連続して上昇しているが、マイナス値を示しており、依然として厳しい状況を示している。業種別では、製造業の業況判断DIは、前期と比べて3.2ポイントのマイナス10.4、非製造業の業況判断DIは、同じく3.1ポイント増のマイナス11.0、特に全産業の原材料商品仕入れ単価DIは、73.1と上昇感が弱まったものの、依然、高止まりしている。フリーコメントでは、原材料価格の高騰を補う価格転嫁が十分できていな、との声を寄せられていると説明されています。

(3) 日本銀行仙台支店が、7月3日発表した企業短期経済観測調査、6月調査によりますと、東北6県の企業の業況景況感を示す全産業の業況判断指数DIは、前回3月調査から変わらずマイナス1、業種別では、製造業が変わらずマイナス1.2、非製造業は1ポイント改善のプラス5としています。

2、県内であります。

(1) 本県企業の現状でございます。

次のページです。

① 本県の企業数は、2023年版中小企業白書附属資料によれば、2016年では、全体39,867社中、中小企業は39,824社、99.9%、うち、小規模企業34,417社、86.3%を。また、常用雇用者は、全体267,139人中、235,673人、88.2%、うち小規模企業56,666人、21.2%を占め、東北では、企業数は、宮城、福島につぎ3番目、常用雇用者数も、宮城、福島に次いで3番目となっており、地域経済を支える礎となっております。

② 民間調査機関が7月4日に発表した2023年上半期、1月から6月までの県内企業倒産状況、負債額1千万以上では、前年同期比10件増の31件、負債総額は103億6,100万円増の117億6,200万円と2011年以来、12年ぶりに100億円を超えました。

倒産原因は、販売不振が27件で、全体の9割を占め、このうち、新型コロナウイルス関連は20件で、前年比11件増となっております。

新型コロナウイルスの影響での倒産が目立っています。

業種別にみますと、工業9件、建設業7件、サービス業6件、製造業、卸売業などその他が計9件となっております。

6月の倒産状況は、前年同月比5件増の10件、負債総額は84億9,300万円増の90億4,700万円。同支店では、コロナ関連融資などの各種支援策終了や返済の本格化に差し掛かり、倒産増勢が強まっていると指摘しています。先行きについて、原材料価格の高騰や人手不足によるコストアップも重なり、資金繰りに苦慮する企業が増えているのは明らかで、今後も倒産が増える可能性は十分に高いと危機感を示しています。

(2) 本県の景況

① 日本銀行青森支店が7月3日に発表した県内企業短期経済観測調査結果20

23年6月調査では、企業の景況感を示す、業況判断D I、3か月前の前期と比べ、状況が良いと答えた企業割合から、悪いと答えた企業割合を引いた値は、全産業で2となり、前期3月比2ポイント上昇。物価高が続く中、新型コロナウイルスの影響が緩和し、非製造業が改善した一方、海外経済の減速で、製造業は悪化し、明暗が分かれる形となっています。

非製造業は、11ポイント増の9と大きく改善しました。

サービス業では、幅広く需要が増加し、飲食、宿泊サービス業は、32ポイント増の16、昨年の豪雨からの復興需要や民間の旺盛な設備投資を背景に建設では20ポイント増の4でありました。

一方、製造業は、前期比8ポイント悪化のマイナス10、海外向け需要が弱まり、化学は33ポイント減の0と大幅に減少。食料品は価格転嫁が不十分で収益を圧迫し、9ポイント減のマイナス9でした。

来期の全産業の業況判断D Iは、マイナス2に悪化する見通し。同支店では、仕入価格や価格転嫁の動向と消費者行動への影響がどうなっていくのかがポイントとしております。

また、当支店が7月21日に発表した、県内金融経済概況によりますと、県内の景気は持ち直している。これについては、先ほど事務局の方から御説明いただいたとおりでありますので省略いたします。

- ③ 中小企業庁が令和5年6月30日に発表した第172回中小企業景況調査2023年4月から6月期、季節調整値によりますと、本県の全産業の業況判断D Iは、前期1月から3月期から、2.9ポイント改善のマイナス22.5、全国はマイナス10.8と前期2023年1月から3月期に続き、全国で最も低位にあります。業種別では、製造業は前期から7.1ポイント改善のマイナス26.1、全国はマイナス10.4であります。非製造業は、同じく1.4ポイント改善のマイナス21.5、全国はマイナス11.0となっております。

3、賃金動向についてです。

まず、初任給です。

- 1 初任給、一般社団法人青森県経営者協会の令和5年3月新規学卒者の初任給見込み調査結果によりますと、昨年と今年で比較可能な52社の学歴別初任給平均額は、高校卒がプラス0.44、短大卒がマイナス0.24、大学卒がプラス1.92というふうなことであります。これはパーセンテージでございます。

次のページです。

春闘妥結状況

- ① 経団連の2023年春季労使交渉、大手企業別企業業種別回答状況2023年5月19日、第1回集計、加重平均によりますと、総平均は13,110円、アップ率は3.91%で、前年より額で5,680円、率で1.64ポイント上昇しています。
- ② また同じく2023年春季労使交渉中小企業業種別回答状況、2023年

6月23日、第1回集計、加重平均によりますと、総平均は7,864円、アップ率2.94%、前年度第1回集計値5,219円、アップ率1.97%と比べ、前年より金額で2,645円、率で0.94ポイント上昇しています。

- ③ 一般社団法人青森県経営者協会の令和5年春季賃金交渉要求妥結状況、7月10日現在、単純平均によれば、全業種妥結額平均は6,557円、アップ率2.61%で、前年の3,919円、アップ率1.60%に比べ、金額で2,638円、率で1.01%のプラスとなっております。

内訳は製造業9社でございますけれども、製造業が6,048円、2.41%、金額で2,552円プラス、率で0.91%のプラス。

非製造業43社は6,664円、2.66%で、金額で2,656円、率で1.03%のプラスとなっております。

4、最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、4月21日、本年度の最低賃金審議にあたり、最低賃金に関する政府への要望を公表しました。

デフレ脱却に向け、成長と分配の好循環が求められる中、雇用の7割を占める中小企業においても、できるだけ多くの企業が賃上げに取り組むことが期待される。政府は、生産性向上や取引適正化など、中小企業が自発的・持続的に賃上げができる環境を整備されたい。

最低賃金の引き上げを求める声も高まるが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って適用されるものであり、法の趣旨に、沿った、審議決定が求められる。

こうした認識のもと、2023年度の中央、地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して、下記の内容を要望するとあります。

- 1、法に定める3要素、生計費、賃金、支払い能力に基づき、データによる明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を。

次のページです。

- 2、最低賃金が目指す水準等について、政府方針を示す場合には、労使双方の代表が参加する場での議論も、若干触れます。

政府がいわゆる骨太の方針等において、経済政策の大きな方向性を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。

しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、全ての企業に例外なく提供されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。

また、政府方針を決定する場合には、労使双方の代表が参加し、意見を述べる機会を設けるべきである。

- 3、中小企業が自発的、持続的に賃上げできる環境整備を、中小企業は労働分配率が7割から8割と高いことに加え、人件費や燃料費など、コスト増加分の価格転

嫁が十分に進まず、賃上げ原資が乏しい、政府には、デジタル活用や働き方改革の推進など、生産性向上の支援とともに、取引適正化に向けたパートナーシップ構築宣言の拡大、及び公正取引委員会や中小企業庁の転嫁、円滑化要請の強化等を通じた、実効性向上により中小企業が賃上げ原資を確保し、自発的、持続的に賃上げできる環境を整備されたい。

併せて、最低賃金引上げに対する主な支援策である、業務改善助成金や賃上げ促進税制等のほか、新たな助成制度の創設を含め、中小企業の賃上げを後押しする制度の更なる充実を図られたい。
としております。

5、今年度の金額審議に向けてであります。

1、政府は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版、並びに経済財政運営と改革の基本方針2023、骨太の方針を6月16日閣議決定し、今年、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使、3者構成の最低賃金審議会で議論いただく地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図るとしてあります。

昨年、2022年版の景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。その引上げ額については、公労使3者構成の最低賃金審議会で生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、しっかりと議論する。更に踏み込んだ、政府主導による最賃引上げを実現しようとしています。

2、近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という、時々々の事情への配慮を強く求められ、コロナ感染症の影響が著しく、現行水準を維持することが適当とされた令和2年度を除き、平成28年度から令和4年度にかけて、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る過去最高額を更新する3%台の大幅な引き上げが行われており、中小企業3団体による最低賃金に関する政府への要望にあるとおり、中小企業の経営実態を十分考慮していないとの声が聞かれています。

(1) GDP成長率は、以下のとおりとなっております。

(2) 賃上げ率、最低賃金と賃上げ率の推移は、以下の表のとおりとなっております。最低賃金の上昇率は、令和2年度を除き3%台で毎年推移しております。一方、賃上げ率につきましては、厚労省、経団連、連合、中小企業でありますけれども、1%台から、今年については、1%前後、更に上がるというふうな状況でございます。

いずれにしても、最低賃金の上昇率というのは、賃金の上昇率を上回ってきております。

3、厚生労働省の最低賃金に関する基礎調査によると、昨年までのDランクの影響率は、平成28年度10.1%、平成29年度10.3%、平成30年度13.3%、令和元年度11.6%、令和2年度6.9%、令和3年度15.9%とな

っています。

令和4年の本県への影響率は21.6%と、全国平均16.2%を大幅に上回り、全国1位。

令和5年度の本県の影響率は25.3%と、全国平均19.2%との差が更に広がる状況となっています。

賃金分布に関する資料では、今年も最低賃金近傍に多く労働者が張り付いており、最低賃金の引き上げが、本県中小企業に与える影響が極めて大きい状況にあります。

4、また、生産性に関しては、日本銀行青森支店が2019年3月に発表した、青森県における労働生産性の現状と課題によれば、労働生産性の水準は、全都道府県中36位と低位かつ全国平均を下回り、概ね横ばいとなっています。

なお、経常利益の水準は、全国対比低位にあり、労働生産性の低さ、言い換えれば、一人当たりの付加価値額、粗利の低さが影響している可能性があるとしています。

同支店からの情報によれば、本県企業の近年の売上高、経常利益率、全産業は、平成30年度で全国比39.2%、令和元年度で全国比38.0%、令和2年度で全国比52.6%、令和3年度で全国比55.5%、令和4年度で全国比51.6%とされており。

なお、以前から本県企業の売上高経常利益率は、相当低位にありまして、労働生産性の向上には、企業個々の経営努力だけではなく、付加価値を上げやすい産業経済構造への転換という、本県全体としての長年に亘る大きな課題があります。

5、日本商工会議所が昨年2月に実施した調査では、最低賃金引上げの直接的影響を受けた中小企業の割合は40.3%と、ここ5年で9.3ポイント増加しております。

現在の最低賃金額が負担になっていると回答した企業の割合も65.4%に達しているなど、中小企業の負担感が増しています。

6、ここ数年にわたって行われている中小企業の実態から離れた納得性のない中央最低賃金審議会の公益委員見解を考慮した最低賃金の審議が、今後も続くことになれば、特に経営資源の乏しい小規模事業者をはじめ、多くの中小企業が人件費の更なる負担を強いられ、生産性向上のための設備投資資金の確保や後継者の不足問題等と相まって、事業の継続や給料の存続が脅かされ、雇用維持や地域経済に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。

7、政府が標榜する経済の好循環を軌道に乗せていくためには、経済原理に基づく労働者の賃金の源泉となる事業収益の向上に向けた取り組みが優先されるべきであり、労使による賃金交渉等を通じて、各事業所等の業績を踏まえた労使合意による適切な給与水準が安定的、継続的に向上することが肝要であります。

一方、最低賃金は、労働者、生活者のセーフティーネット保障として、法に基づき、全ての企業に強制力をもって適用されます。両者は、根本は異なるものであ

り、中小企業3団体の要望にもあるとおり、最低賃金を賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではありません。

- 8、当審議にあたっては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急避難的に受けたいわゆるゼロ・ゼロ融資の返済が本格的に始まり、加えて急激な原材料等の高騰高止まり、円安の進行等の影響を受けながら、価格転嫁もままならない本県中小企業、小規模事業者の厳しい状況や他都道府県に先んじて急速に進む人口減少、少子高齢化、そしてコスト増等による諦め廃業の増加も懸念される地域経済の厳しい状況などの現実を踏まえ、納得感のある水準で決定すべきであります。
- 9、よって、本年度は、最低賃金のあるべき水準が具体的に定められない中において、ここしばらく続いた通常の事業の賃金支払い能力があまり考慮されず、あくまで参考であり、自身の真意を拘束したいとされる目安額が重視され、その結果、消費者物価の上昇やGDP成長率を大幅に超える最賃の上昇が行われた影響を最も深刻に受けながらも、人口減少が進み、社会が縮小する地域に暮らす人々の雇用の場を守り、懸命に地域経済を支える本県中小企業等の事業継続を第一に「現行水準を維持すること」が審議の基本となるべきであります。

以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの使用者側の説明に質問はありませんか。

もしなければ、次に進みます。

(赤間委員)

認識を合わせておく必要があると思うので、まず、1ページ目の中段、大企業のプラス13、中堅プラス11、中小プラス5、厳しいとなっていますけども。私も、ここ何日かハローワークに行って求人をもたずと調べて何時間かずっと調べてみましたけども、中小企業で853円の求人ってないんですね。一番あるというのは、経協さんで一番大きいところの東洋建物さんは絶えず最賃ですよね。大企業の方が、最低賃金の募集、多いんですよ。殆ど853から853です。小さな干物屋さんでも、どこでも皆、調査すれば、大体900円ですよ。853はないです。855とか900とか1,000円とか本当に幅があります。

やっぱり大企業の方が、ほぼこれ、企業性質にもよるんでしょうけども、大体そういうところは853、全然ないです。

やっぱり、そういうところは、聞いたら求人に対して応募が来ないという話でした。大体、それも6月あたりから、8月31日の3か月スパンなんですけど、その前にも何回出ていても、皆、流れているという話です。それで、厳しい人材不足だというのは、ちょっとここ、認識が違うんじゃないかなと思っております。

あと、先ほど食料の価格転嫁の不十分、3ページの本県の景況のところにもあります

けれども、本県では、日本全体で見ればいいのかなぐらいですけど。価格転嫁が進まないというよりは、結構、食料品、大手のところは凄く進んでいるんですよ。

さっき、秋田谷委員からもあったように、8月1日、100品目にのぼる、これは帝国データバンク調べで7月31日現在なんですけども。現在、判明しているだけで、年内の値上げ35,000品目です。平均値上げのポイントは、15%転嫁されていると。この先、9月は、味噌やお菓子など、2,000品目が上がって、10月は酒類で8,000品目。10月は17.5%の上乗せが、もう予定をされているということでした。これは、バブル崩壊以降の30年間でも異例で、記録的な昨年をはるかに上回って値上げラッシュであると。

なお、これにはエネルギー価格が含まれていないということです。政府の負担軽減政策が終われば、更に上がっていくのかなと思っていました。

世界的には、コロナ禍なので、さっき、コロナの話も出ていますけども、コロナ禍でも、世界的には2、3%の賃上げということが行われているので、何で我が国だけできないのかなという、そこら辺の認識を合わせておかなければならないと思います。

あとは、春闘の状況、5ページなんですけども。経団連や中小企業のところ、全部、加重で出ているのに、連合青森、全部加重ですけれども、これ、小山田さん、何で青森県の経協さんだけ「単純」なのかなと。これ、多分、加重、出るはずですよ。

経営者協会さんの性質上からみれば、加重の方が伸びるんじゃないかな。さっき言った最賃のところもあるかもしれませんが。できれば、加重で参考までに示していたらいいと思います。

連合青森もすべて加重です。

さっき、青森非正規の賃金のところは単純で出しましたが、本当、加重は、連合青森でも短時間労働者、高いです。一番高いところは、68.8上がっておりますので、ここら辺も実態と乖離しているのかなと思っております。

あと、6ページ目の2ポツですけども、下線をわざわざ引いてあるんですけど、これを賃上げ実現の政策的手段という、なかなか経営者の話、聞いてくれないってありますけども、これは2017年度の審議の段階で制度しぼりで、もう3年で800円到達。早めに2016年度の骨太の中でも、1,000円って書いているんですよ。これ、3者合意です。政労使の3者合意、使側も賛成しているのに何でこれが守られてこなかったのかなと。逆に不思議であります。これ、やっぱり使側の物凄く反発があるので、今まで引き上げられてこなかったのかなと思ってます。それで政策ではないと言いますが、ずっと、政府の財政運営と改革の基本方針を見ていくと、新しい資本主義に向けた重点投資分野の中では、やはり成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図らなければいけないねと。その中では、人への投資を根本的に強化しなければならぬと、ちゃんと明記をしております。

言いたいところはあれですけど、賃上げ、最低賃金については、人への投資のためにも最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項と。政府の中でも決定している事項なので、逆にこれは、政策として影響するのは当然なのかなと思ってます。

今、世界的にも、日本の賃金は上がらずに、よく言う、スマートフォンじゃないですけど、いろんなもの。例えば、牛乳は国内でも飼料は外国から輸入していますし、物の値段がグローバル化している中で、日本だけ垣間見えるというのが現実なので、そういうふうことも政策としてそこ、重要ですよというふうなことがあると思っています。

それが、さっき言った認識を合わせておきたいところかなと思っています。

この政策についてもそうですけども、どこかの公益委員の話じゃないですけど、よく企業が最低賃金で縛っているようですけど、これ、働かせているのではなくて、企業発展のために働いていただいているという考え方に基づいた方がいいのではないかなという、ちょっとメモするような発言もあったので、是非、この3者の中でもそういう捉え方も、企業は厳しいかもしれませんが、是非、お願いしたいと思っていました。

あと、本県の影響率、8ページの上、21.6、これ、大体、今回、令和5年度の影響率、審議する時には高いんですよ。でも、大体、決まっちゃうと、大体張り付かせているというのが現状なので、昨年度の影響率を見ても、青森県より神奈川の方が高いので、これは、大体Aランクの方が高くなってくると思います。わざわざA、B、Cランクで、Cランクまでずっと落とされましたけども、Aランク41円でいうと、神奈川は箱根といっぱいあるので、地方に、神奈川の端っこにいけば厳しいところがいっぱいあるので、今までもAランクの方が影響率が高いというの常です。これも、青森県は最下位ではない、最高の影響率ではないというふうに思っています。

あと、労働生産性の水準、4ポツのところですけども、生産性の水準が低いとありますけども、確かに青森県のGDPをみれば33位なんですよ。青森県、結構、人数多いんですよ。ぜんぜん低いわけじゃない。島根の倍くらいありますけども、GDPは決して低いわけではない。だから、県内の生産性を見ると、青森県ももっと自信を持ってもいいんじゃないかなと。表には出てこない、りんごとかも農家も結構あるので、そういう人たちがお金がサービス業で回ってくるのがなかなか加味されてこないの、そこも必要なのかなと。

あと1点、私からの意見としては、労働生産性についてですけども、労働局から出ている賃金分布の資料を見ていると、短時間労働者の時給で見ると、最低賃金近傍での張り付きって多いんですけど。一般労働者をみれば、全然張り付いてないんですよ。

一般労働者をみれば、970円ぐらいがピーク、高くはなっていくはずですよ。

こうしたことから、最低賃金に影響する短時間労働者というのは、配偶者の扶養を前提にする所得税でいえば103万、社会保険でいえば106万とか130万の壁、それを意識した働き方によって、経営者も労働者も求めて張り付いている金額なのかなと。そういうのは思います。

労働者、私たち、労働者側ですけど、労働者側としては、効率よく納税義務から免れ、企業もまた余計な福利厚生費を支払わなくも済む。それが、公的なアンダーラインに張り付いた最低賃金を決めているんじゃないかという危惧があります。それが固定化しています、短時間労働者の。

こうした働き方をしているうちは、本県の生産性の向上ってつながらないんじゃない

かなって思っています。ヨーカドーさんの例でいってもそうですけども。短時間労働者、賃金を上げて職員も選べるようにした途端に生産性はぐんと向上したというのもありますので、青森県もそういう考え方をしていくべきじゃないかなと思っています。

さっきいった年収の壁を気にしているというのは、第3被保険者、要は扶養に入る人。そういう人たちですけども、その人たちが2021年では763万人もいるということです。そのうち、女性が751万人で98%、40歳から50歳代までですよね。そういった、丁度、働き盛りの人たちが、そこにわざわざ扶養になって、労働時間を調整しながら働いて、人手不足感が増長しているというのが、青森県の現状だと思っています。

そうしたことをしているうちには、慢性的な人手不足も含めて、企業業績、当然上がらねないよねってところだと思います。

あとは、さっきGDPのことを言いましたけども、さっき、現行水準、いろんなことがありましたけども、現実を作ったのは、経営者の次は、私たちの責任だと思っています。今の現実、これが青森県の現実ですよというのが、7、8、9に書いていますけども、これを作ったのは、労働者側の私たちの団体としての責任があると思いますけど、是非、これを打ち破って、残されたCランクのところを何とか頑張って理解をしていただいて、有額回答を是非、最低でも欲しいなど。

なんかBランク、今年は下剋上でとても争うと思うんですけど、Bランク、上から下まで、鳥取から島根まで111円の差があるんですよ。だけどCランク、1円しか差がないんですよ。これだけ、世の中から捨てられたって、失礼ですけど。これをどうにか格差を是正するためにも、もうちょっと認識を1つにしながら、専門部会に入っただければなと思っています。

(秋田谷委員)

あと一点ちょっと確認。

(石岡部会長)

はい、どうぞ。

(秋田谷委員)

使用者代表委員の方からありました、資料の「はじめに」のところ、1ページの下段の方に、やはり価格転嫁するのが遅れているというふうな書き込みがあります。

本県を含む多くの中小企業は、最後の段落なんですけども。

やはり、今回、今年の春闘の時から、パートナーシップ構築宣言が大体的に取り組みられておりまして、1年が経過しましたので、ちょっと聞きたいのは、青森県経営者協会の部分、または中小企業団体中央会、田中さんのところで、そのパートナーシップ構築宣言という、要は発注者の立場で自社の取引方針というものを宣言するものなんですけども。

そういった取組というのが進んでいるのかという、我々としても、その辺の実態把握

できないものですから、もし分かれば、宣言の取組状況なんか教えていただければなと思います。

(小山田委員)

経営者協会については、私は、今の時点で、この段階、資料もございませんので把握はしてございません。正直申し上げます。

(田中委員)

私もちょっと把握しておりません。

(秋田谷委員)

中小企業でも、その下請け企業いっぱいいますので、価格転嫁できない、できないって言いながら、自社のところでは、何故やらないんだろうと、ちょっとそこも疑問に感じていただきながらやっていただければと思います。

あと、部会長、先ほどの資料なんですけども。第1回の資料なんですけども。

この資料の中にある都道府県のここですね。

そっち使えばよかったですね。

(石岡部会長)

今の使用者側の御回答では、そこまで把握されていないということで。

他に御質問とか。使用者側からどうぞ。

(田中委員)

基本認識と結論は、今、小山田委員がおっしゃったとおりなんですけど。中央会の田中です。

私からの所感と意見を少し申し上げます。

ちょっと違和感が感じるところがあるのは、さっき秋田谷さんがおっしゃった政府主導とか、官製賃上げに引っ張られた中央の議論というのは、どうしても、最近では使用者側の代表とはいえ、大企業中心なので、なかなか中小企業の声が届いていないという実態があると思います。

その中で、ずっとこういう議論が続いているということを経験した上で、ちょっと申し上げたいと思いますが。

まず、今回の目安額も先ほど、小山田委員が申し上げたとおり、中小企業の経営実態を十分考慮したものではなくて、官邸であるとか、総理の意向である、全国加重平均1,000円ありきに沿ったもので、非常に遺憾でございます。

4月の目安制度の在り方に関する全員協議会報告に政府方針が審議を過度に縛るようなことがあってはならないと記述があった上で、さらに、今回、ビデオメッセージまであったのはびっくりしましたが。ちょっと皮肉に感じられるぐらいです。

私共、各都道府県の中央会の専務は、各地方審議会の委員になっておりまして、毎年、中央審議会が始まる直前に中央の情勢を聞いた上で意見交換会を行っております。

その中で、今年出たのは、今の仕組みに非常に無力感を感じるという意見が複数ありまして、私も同様です。

ただ、この夏以降、新しい資本主義実現会議において、今回、1,000円に達するというのを見越してなのかもしれませんが、これ以降の最低賃金引き上げの方針について議論を行うと。これからの更なる引き上げについての議論を行うというふうにされていますので、それは注視していきたいと思います。

大きな枠組みで変わらない限り、あまり期待はできないですけども、そういう議論を行うこと自体は注視していきたいと思います。

現実の経済環境は、コロナ禍は収束傾向にはあるとは言えるものの、これも昨年にもかかわらず、中小企業はエネルギーですとか、原材料の高騰などに直面してなかなか価格転嫁できない。しているじゃない、という話もありましたけど、あれは、マスコミに出ているのは、大手企業ばかりで、中小企業の間での取引のことは出ていませんで、全くしていないわけではないですけども、かなりできていないというふうなことが実態だと思います。

ですから、人材確保のためにも、世界的に低いという御指摘もあります、それはそのとおりで、相対的に低い最低賃金を引き上げる方向性は、理解はしていますが、今回、目安の書面にもありましたとおり、事業者の支払い能力よりも、労働者の生計費に重きをおいた決定というのは、バランスを欠くのではないかなと思います。

海外では、社会保険料負担の軽減とか、減税措置、あるいは人件費の直接支援といった日本とはケタ違いの金額、複合的な中小企業支援策とセットで最低賃金の引き上げを実現しています。

我が国でも同様なことが措置されるのであれば、議論の幅は広がると思いますけども、中賃の公益見解において、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう、政府に対し要望すると述べていますけども、これは、順序が逆で、政府がまず、十分な中小企業支援を行って、賃上げの原資を準備できるような環境を作ることが先決ではないかなと思います。

色々述べましたけども、今回の審議にあたりましては、目安小委員会ですとか、中賃の答申の地域の経済、実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとありますので、この見解に沿った慎重な審議を要望します。

以上です。

(石岡部会長)

他に何か今日の段階で双方御意見等はありませんか。

(赤間委員)

現在の状況というのは、求人広告を出しても人が来ない。そして、人材が補充されず

に残された人に負担が掛かっているというふうな状況。

企業にとっても、頼みの中堅の社員が辞めていって、人材育成できる余裕もないというふうな企業もあるというふうに聞いております。

そういうふうな状況に新規採用した方も辞めていくという。まさに、負のスパイラルに陥りつつあるのかなというふうに思っております。

例えば、今、使用者側委員からあったように、現行維持というふうなことでもしあれば、今後、人材確保をどのように対策をしていくのか。人のいないところで商売というのは成り立たないので、そこに住む地域の人が出て、ある程度、優秀な人材を地域において、そして、労働生産を上げていくというのが一番だと思うので。

じゃ、そこをどういうふうに、もし現行水準を維持するということを前提にしながら、人材確保、どのように手立てしていくのか。対応策か何かあれば、教えていただきたいなと思います。

(田中委員)

おっしゃるとおり、企業も、私もそうですけども、賃上げを否定するものではありません。

ただ、先ほど、小山田委員からありましたけども、また、全国団体にも言われましたけども、最低賃金を政策的な手段にするべきではないというのは、やっぱり賃上げと最低賃金の引き上げ、別なことだと思うんですよ。セーフティーネットなので。

今、セーフティーネットまで引き上げちゃうと、非常に影響を受ける企業が多くなっちゃうので、そこは、ちょっと賃上げのムードとは違うよねという話で、先ほど、秋田谷さんおっしゃった、人を集めるのにどうするの？ということですけど。やっぱりそれは、賃上げするしかないと思います。

ただ、色々話を聞くと、私共、コロナの前からもずっと、毎月の景況調査をやっておりますけども、一環して、コロナにかかわらず変わらないのは人手不足、人手がとれない。

給料を少し上げててもなかなか取れないということなんですけども。給料ばかりの問題ではないと思うんですが。それは、県も給料ばかりじゃなくて、いろんな生活環境が青森県、決して悪くないよという意味でPRしておりますけども。給料に限らず、全般的なPRをしていかないと、この問題は簡単に解決しない問題だと思いますが。賃金アップは非常に分かりやすい、効果的な手段ではあると思います。

そのために経営者は努力すべきだと思います。

(赤間委員)

確かに、半分合っている、半分理解はできますけども。

確かに、政策では政府が介入みたいな言い方をしますけども、2007年度は、何故生活保護の整合性が取り入れられたかということ、ちょっと理解をしていただければならないなと思います。

あの時、年越し派遣村とか、地域の人たちが国会を、暴動ではないですけども、報道を上げな？ければ、大変な暴動になっていた時期があったんですよ。そういう世情の安定を目指すためにも、最低賃金、これダメだよねって。

なんでかっていうと、旧団体の時に雇用のポートフォリオというのができあがって、そのために非正規のところ、賃金を物凄く低く抑えて、それでまた、労働者派遣法まで緩和をしてきた。その歪みがあので出てきた。これも、経営者が経営しやすい人を使いやすいように法律で緩和させてきたからですよ、政策で。

だけど、これに歪みが出たから、最低賃金のところに注目が集まって、それまでは、0円、1円ですよ。あの2007年、10月は0.29倍ですよ。有効求人倍率。その中でも、賃金とか色々上げてきたんですから、その前なんて、全然、1円とか0円、当たり前にあったんですからね。

だけど、こうやってきて、その歪みが出たから、政府も介入ではないですけど、政策的に最低賃金、必要だよ。アメリカでも、5ドル15セント上げましょうねって。そういう世界的な潮流があるので、韓国の話は、今日出しませんけども、そういう話があるので、これは政府の介入なくしては、とてもダメですよねってところが始まったと思います。

(田中委員)

この大元は、非正規を増やす、変な規制緩和をしたからだと思います。

(赤間委員)

それも経営者からの強い要望があったので。

(田中委員)

手を加えないで、一時的な対応ばかりしてきたから、今の状況になっているんだと思いますけどね。

(赤間委員)

でも、実際、その派遣した労働者、派遣法を緩和した製造業でどうなったかというのは、殆どないですよ、逆に言えば。技術は流出するは、それこそ、モチベーションが上がらないわ、結局、外部にそこを委託するにしても、自分のところで派遣業でやっている大きいところはないですよ。

だから、今、そういう話ではないですけども。

だから、そういう流れの中で最低賃金がとても重要になってきていると。

厳しいっていうけど、これ、もっと段階的に上げていけば、こうはならなかったはずじゃないのかなっていうふうにも思っています。

確かに中小、厳しいってのがありますけど、さっき言ったハローワークでの求人を見ても、それで頑張って900円とかですよ。853円のところって、大体業者名で分

かります。どういうところが募集しているのか。

だから、ちゃんと実質賃金に基づいて、きちんと議論していく必要があるんじゃないかなと。

給料を上げなければ上げないで、三村知事の時もそうですけども、県内の困窮家庭の割合を減らしましょうって、これ、平成6年までがな、ちゃんと委員会があつて、青森県は困窮家庭割合13.2%、低いデータですけど。これは、皆、ひとり親家庭で困難な環境ですよ。

これ、改善するためには、さっき言った第三号被保険者にこだわらない賃上げをしていきたいと思います。これは、青森県でも話し合っているはずなので、全く、政策でという関係のない話ではないと思っています。

さっき言った賃金もそうですけども、青森県からどんな人材が離れていると思ったら、若い女性ですよ。この青森県のデータにも出ていますが、若い女性が青森県から出て行っているんですよ。それであつちで結婚して帰ってきたりとか。終われば帰ってきたりとか、そういうようなので、そこら辺もちゃんと、やっぱりさっき言った700万人のあれが入っている、最低賃金が本当に多いのは女性ですから。女性のところの環境改善、ちゃんと待遇改善して、出て行かない青森県にしましょうという、やっぱりここは経営者と話していて、生産性を上げていくような話をしていかないと。

小山田さん、これじゃないか。生産性向上の要件は。

(小山田委員)

あとは、生産性を向上するための取組をお願いします。

(田中委員)

よろしくお願いします。

(秋田谷委員)

ちなみに、県で県内企業で働くことの優位性というものを通勤時間が短くてそれを自分の余暇に使えるという、それをPRしているという。

でも実際は、足元で働いている人が余暇を楽しめるだけの給料をもらっているかというところの視点が足りていないんですよ。

結局、私、雇用職の団体の会議の方にも入らせてもらっているんですけど。大体、県外を選ぶ方、6割なんですよね。

雇用職の団体って、宮城にも4年生の進学するところがあつて、そこに行った人というのは、こっちに帰って来ないんですよ。全く帰ってこない。少しは帰ってきますけど。

なので、そういう人たちをどういうふうに青森県が囲い込んで、安くて通勤時間、短いです、PRではなくて、根本から変えていくべきだと思いました。

あと、人材不足の件で、実は先日、貸し切りバスを頼みたいという人がいまして、何

社か連絡をしました10月。

仕事のピークらしくて、乗務員がいなくて、バス全てを動かせないというので、全部お断りしているということ。

トラックはあるけども、乗務員が確保できないので遊ばせている。ひどいところは、遊ばせているトラックがあったら売って赤字補填した方がいいって。そういうこともある。そういうふうな関係。

宿泊代の関係でちょっと言いますと。今、青森市内でも1万円から2万円出さないと。祭り期間とかその前ですよ。1万円から2万円出さないと泊まれない。

先日、ある会議がありまして、宿泊手配したんですけども。やっと見つけました。10社ぐらい電話かけて、宿泊は手配できたんですけども。

温泉宿なんかは、中居さんとか、手伝いに来てくれる人がいないので、全部の部屋を使えないんだって。空けておいて、対応できる人数だけでやっているという、まさに、今、この稼ぎ時に稼げないという、ちょっと残念だなんていう。今の状況というのは、そういうふうな状況もあったりして、何とか良い方向に改善できないものかっていうのは、常に考えているところがございます。

(石岡部会長)

その他、ございませんか。よろしいですか。

公益委員の方から、何か御質問とかありませんか。

(森 宏之委員)

別に労使双方の話を聞いていると、共通している部分はどこかな？という話になると、最低賃金はセーフティーネットであるということについては、両者とも共通認識でお話されてらっしゃって、それで、消費者物価等々、物価上昇等があるということも共通である、生産性、労働生産性の問題ということになると、これは、どちらかという、個別企業であるとか、企業経営の部分になるわけなんですけども。そこら辺の話、ごっちゃになりますと、例えば、先ほど、田中委員から御指摘があったように、国全体で対処すべき話と、セーフティーネットの話とかがごちゃごちゃになっているのはおかしいんじゃないかという御指摘もありましたけども。

ただ、お話を伺っていて、事実関係としてあげられているのは、諸物価が上がってますよね。エネルギー費も上がっていますよねと。生活苦しくなっていますよねと。ここで、企業経営者側の方は、先行きがちょっと不透明だという。労働者側は、だから、やっぱりこれは賃上げが必要だという話なんですけど。

ただ、セーフティーネットということで考えれば、やはり、セーフティーネットこのままで良いというよりは、ある程度、そういったものを配慮した方がいいんじゃないかというような感じは、お話を聞いたところでは、両者の食い違っている点ではなくて、共通している点を尊重して伺っていると伺いました。

ですから、例えば、この審議の場でいくと、正直言って、国の施策、ここの審議会で

要望は出せても、それと現実的に我々が求めてられている青森県の最低賃金をいかにしましょうか、今年度、いかにしましょうかという話、ちょっとリンクさせるのは難しいみたいなのもありますので、そういったところで、両者の方でお話、かなり、伺っている限りでは対立しているようには思えないんですけども。いろんな認識について、共通している認識が大変多く感じられるので、ただ、それぞれよって立つお立場が違いますから、同じ意見になることは、いきなりならないと思うんですが。そういった形で議論が進んでいくと、良い結果が出てくるのではないかと期待しております。

(石岡部会長)

それでは、今日は、本格的な金額審議の最初ですので、双方から基本的な御意見を伺ったところです。

伺って参りますと、労働者側が、やはり近年の物価上昇と労働者の生計費を考えると、やはり大幅な額が必要だと。また、地域間格差ですかね。都会への人口流出、また人手不足、そういったことからすると、やはり当地においての、当地の中小零細企業の事業継続や発展のためにも、賃上げが必要なんだと、いうところにポイントがあるんだなというふうにお聞きしました。

これに対して使用者側は、全体、産業全体の状況というけれども、大企業、それは多くは大企業の話であって、地方の中小企業は、相変わらず厳しい状況にあると。原材料の上昇、なかなか中小企業は転嫁ができないし、なかなか賃上げといっても、そのパイに限界があると。そういうふうな実情が、今の目安などでも十分に取り入れられていないんじゃないかというような御指摘。

また、政府の今のやり方についての、いろいろ御批判というのは、背景にあるかなと思いましたが、それでも、要は、地方の中小零細企業の実情をきちんと受け止めていないのではないかというところが、最大のポイントなんだなというふうにお聞きしておりました。

ただ、いずれにしても、お聞きした限りでは、今日の使用者側の御意見で現行水準を維持することが審議の基本というふうな言葉ですけども、お聞きしている限りでは、賃上げそのものを全く否定するという趣旨ではないのかなというふうに感じておりますので、これから、労使双方の御意見を詰めて、何とか着地点を見出していきたいと思っております。

何か他に、今日の段階で御意見ございませんか。

よろしいですか。

それでは、次回、8月8日の第3回の検討部会では、今日の話をつまえて、更に詰めた議論をしていきたいと思っております。

特に使用者側は、今日、具体的な金額提示がないというか、現状維持、ゼロが基本ということなんでしょうけども。ただ、マルっきりゼロということができるとは思っていますので、次回には、具体的な金額の提示をいただきたいと思っています。

労働者側も、61円という御意見、拝聴しましたけども、着地点を見出すための歩み寄りに期待しておりますので、次回、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局から何かございますか。

(事務局 賃金室長)

次回ですけども、来週8月8日の午後1時半からになりました。会場は、第二合同庁舎でございます。